

中小企業等経営強化法等活用ガイド

設備投資をお考えの 中小企業のみなさまを応援しています!

1万件突破!

(2019年6月末現在)

農林水産省関連の
中小企業等経営強化法の
認定件数

効率の良い設備や
ITツールを導入したい

こんな設備も対象

冷凍冷蔵庫 ショーケース
コーヒーマシン LED照明
POSレジ 空調機器

①

税制

- ✓ 固定資産税が3年間ゼロ~1/2
- ✓ 設備の即時償却または取得額の10%の税額控除(所得税・法人税)

②

補助金

- ✓ 設備やITツール等の経費の一部を補助

③

金融

- ✓ 低利融資など

防災・減災設備を導入したい

こんな設備も対象

自家発電機 衛星電話
排水ポンプ 防火シャッター
止水板 排煙設備

④

税制

- ✓ 設備投資に対する特別償却20%

⑤

金融

- ✓ 低利融資など

生産性向上や
人手不足への対応など
経営上の悩みを相談したい

国が全国に設置した

『よろず支援拠点』で
何度でも無料[※]で対応します!

その他の
お役立ち情報は
裏面をご覧ください

詳しくは
中をご覧ください

①効率の良い設備等の導入におすすめ(税制)



一定の基準を満たす設備を導入する際、法律に基づく計画認定を受けた場合、

法人税・所得税や固定資産税が軽減されます

法人税・所得税

即時償却または**10%の税額控除**が適用されます。
(税額控除は資本金3,000万円超の中小企業の場合は7%)

※中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた場合の支援です。

固定資産税

3年間ゼロ~1/2に軽減されます

※生産性向上特別措置法の先端設備等導入計画の認定を受けた場合の支援です。

※生産性向上特別措置法に基づく導入促進基本計画を策定した市区町村における設備投資に限定されます。

併用できます!

対象者

資本金または出資金の額が1億円以下の法人、
常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主等

※大規模法人(資本金額が1億円超など)から一定割合以上の出資を受けている場合や、前3事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人などは対象外です。

※農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合は対象外です。

対象設備

✓ 下表の対象設備のうち以下2つの要件を満たせば、法人税・所得税、固定資産税の特例を受けることができます。

【要件①】 販売開始から一定期間内に販売されたもの(最新モデルである必要はありません)。

【要件②】 生産性が旧モデル比で年平均1%以上向上しているもの。

※要件①②について、メーカー等を通じて、機械工業会等が発行する証明書の取得が必要です。

✓ なお、上記の要件を満たさなくても、下表の対象設備のうち、年平均の投資利益率が5%以上になることについて経済産業局等が発行する確認書を取得すれば、法人税・所得税の特例を受けることができます(販売開始時期を問いません)。

設備区分	最低価額 (1台又は1式)	販売開始時期 (要件1の場合)	対象設備の具体例
機械装置 (※1)(※2)	160 万円以上	10年以内	農林漁業:トラクター、油圧ショベル、ホイールローダー、魚群探知機など 食品製造:異物検出装置、色彩選別機、自動皮むき機など 卸・小売:精米機、スライサー、自動洗浄機、生ゴミ処理機など 外・中食:フライヤー、食洗機、ご飯盛付け機、自動券売機など
器具備品、工具 (※2)(※3)	30 万円以上	器具備品:6年以内 工 具:5年以内	農林漁業:冷房・暖房用機器、オートステアリングシステムなど 食品製造:成分分析計、コンピュータスケール、包装機など 卸・小売:冷蔵ショーケース、デポジッター、POSレンジ式など 外・中食:コーヒーマシン、タッチパネル券売機、冷蔵冷凍庫など
建物附属設備 (※2)	60 万円以上	14年以内	農林漁業:シートシャッター、薪ストーブ、畜糞処理機など 食品製造:ボイラー、給排水設備、ベルトコンベアなど 卸・小売:空調・暖房機器、冷凍冷却設備、自動ドアなど 外・中食:LED照明、エレベーター、エアーカーテンなど
ソフトウェア (※4)(※5)	70 万円以上	5年以内	販売・在庫・製造原価管理システム、栄養管理システムなど

※1: 発電用設備にあつては、主として電気の販売を行うために取得等をするものは除きます。

※2: 固定資産税の特例を受ける場合、対象となる設備や対象となる業種は市区町村により異なる場合があります。

※3: 税の特例の適用が受けられる工具は、測定工具、検査工具のみ。

※4: 法人税・所得税の特例のみ適用可。要件①の場合は、情報収集機能及び分析・指示機能を有するもののみ。

※5: 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。

必要な手続き (法人税・所得税、固定資産税の両方の特例を受ける場合)

※ 詳しくは、計画書申請先の地方農政局等(裏表紙を参照)や市区町村にお問い合わせ下さい。

Step1 証明書の入手

取得を検討している機械・設備が要件を満たすことについて、メーカーを通じて工業会等が発行する証明書を入手して下さい。



Step2 計画書の作成

- ✓ 経営力向上計画を作成し、
- ✓ Step1の証明書の写しを添付して
- ✓ 最寄りの地方農政局等に申請

法人税・所得税

中小企業等経営強化法の場合

計画に記載する項目例

- ✓ 労働生産性等の目標
- ✓ 経営力向上に向けた取組 等



経営力向上計画の申請様式、手引き等

固定資産税

生産性向上特別措置法の場合

- ✓ 先端設備等導入計画を作成し、
- ✓ 認定経営革新等支援機関(商工会議所等)から計画の内容についての確認書の発行を受け、
- ✓ Step1の証明書の写しと上記の確認書を添付して
- ✓ 市区町村に申請

計画に記載する項目例

- ✓ 労働生産性の目標
- ✓ 先端設備等を導入して行う取組内容 等



先端設備等導入計画の申請様式、手引き等

Step3 設備の取得

- ✓ 地方農政局等から認定を受けた後、設備を取得して下さい。

※ 設備取得後に申請する場合は、設備取得日から60日以内に申請書が受理される必要があります。

- ✓ 新たに導入する設備が所在する市区町村から認定を受けた後、設備を取得して下さい。

※ 設備取得後の申請は認められません!

Step4 税務申告

- ✓ 税務申告に際し、経営力向上計画の申請書、認定書及び工業会の証明書の写しが必要です。

- ✓ 税務申告に際し、先端設備等導入計画の申請書、認定書及び工業会の証明書の写しが必要です。

こんなに
お得です

3,000万円の機械装置を購入設置しようとした場合

(耐用年数10年、資本金3,000万円、税額控除額は取得価額の10%又は法人税額の20%のいずれか低い額とする)

- ① 10%の税額控除により
最大300万円を法人税から控除
- ② 固定資産税の軽減により
3年間で91万2千円の減税効果
※赤字の企業もご利用いただけます。

391.2万円
の減税

・固定資産税の減税効果は設備の取得価格・耐用年数により変動します。
・固定資産税の税率は市区町村で異なりますので対象の機械装置等を導入する予定の市区町村にご確認下さい。

②効率の良い設備等の導入におすすめ(補助金)



設備投資や販路拡大等を応援する補助金です

【公募の状況や補助対象等は、中小企業庁等のホームページで最新の情報をご確認ください】

<p>ものづくり補助金(※)</p> <p>こんな人に オススメ! 新事業にチャレンジしたい 生産ラインを増強したい サービスの質を高めたい</p>	<p>【対象経費】 新製品や新サービス提供のための 機械設備購入やシステム構築など</p> <p>【補助金額】 100~2,000万円(上限は事業により異なる)</p> <p>【補助率】 1/2 又は 2/3</p> <p>※詳細は公募要領をご確認ください。</p>
<p>持続化補助金(※)</p> <p>(小規模事業者持続化補助金)</p> <p>こんな人に オススメ! ブランド力を高めたい 商品を宣伝したい ホームページを開設したい</p>	<p>【対象経費】 機械装置の導入、HP作成、 試作品等の開発費、委託費など</p> <p>【補助金額】 ~50万円(原則)</p> <p>【補助率】 2/3</p> <p>※詳細は公募要領をご確認ください。</p> 
<p>IT導入補助金</p> <p>(サービス等生産性向上IT導入支援事業)</p> <p>こんな人に オススメ! 経営状況を「見える化」したい 業務を自動化したい 働き方を改革したい</p>	<p>【対象経費】 バックオフィス効率化のための ITツール導入</p> <p>【補助金額】 40~450万円</p> <p>【補助率】 1/2</p> 

※中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けていると、補助金採択に当たって加算措置が受けられる可能性があります。

③効率の良い設備等の導入におすすめ(金融)



中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた場合、

政策金融機関等の低利融資等を受けることができます

※具体的な利用条件等は、公庫等に直接お問い合わせください。

日本政策
金融公庫

✓ 設備資金(土地及び建物を除く)の貸付金利を基準金利
から0.9%引下げ(運転資金は基準利率)

※沖縄県の事業者の方は、沖縄振興開発金融公庫の低利融資がご利用いただけます。

その他

✓ 信用保証協会による信用保証の保証枠を別枠追加
✓ 商工中金による低利融資

(参考) 六次産業化・地産地消費又は農工商等連携促進法の認定を受けた 農林漁業者等に対する支援措置

無利子農業改良資金
(日本政策金融公庫)



【融資条件】 金利: 無利子
償還期限: 12年以内
限度額: 法人・団体1億5,000万円(個人5,000万円)

【資金使途】 新たに直売所を設置、栽培方法を転換 など

食料産業・6次産業化交付金
のうち「加工・直売施設整備」



【交付率】 3/10以内
(中山間地(農業)、市町村戦略に基づく取組は1/2以内)
※制度資金等の融資活用が必須

【交付上限】 1億円

④防災・減災設備の導入におすすめ(税制)



中小企業等経営強化法の事業継続力強化計画の認定を受けた場合、

法人税・所得税が軽減されます

法人税・所得税

防災・減災に資する設備を導入する際、**取得価格の20%を特別償却**できます

対象者

資本金または出資金の額が1億円以下の法人、
常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主等

※大規模法人(資本金額が1億円超など)から一定割合以上の出資を受けている場合や、
前3事業年度の所得金額の平均額等が15億円を超える法人などは資本金が1億円以下の法人でも対象外です。

※農事組合法人、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合は対象外です。

対象設備

設備区分	最低価額 (1台又は1式)	対象設備の具体例
機械装置	100 万円以上	自家発電機・排水ポンプなど
器具備品	30 万円以上	制震・免震ラック、衛星電話など
建物附属設備	60 万円以上	止水板、防火シャッター、排煙設備など

※消防法(昭和23年法律第186号)及び建築基準法(昭和25年法律201号)に基づき設置が義務づけられている設備や、中古品は対象外となります。

必要な手続き

Step1
計画書の作成

✓ 事業継続力強化計画を作成し、各都道府県を所管する経済産業局等に申請して下さい。

計画に記載する項目例

- ✓ ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの確認方法
- ✓ 安否確認や避難の実施方法など、発災時の初動対応の手順
- ✓ 人員確保、建物・設備の保護等に向けた具体的な事前対策 等

Step2
設備の取得

✓ 経済産業局等から認定を受けた後、設備を取得して下さい。

Step3
税務申告

✓ 税務申告に際し、計画の認定通知書の写しが必要です。

⑤防災・減災設備の導入におすすめ(金融)

事業継続力強化計画の認定を受けた場合、



✓ 信用保証協会による信用保証の保証枠を別枠追加

✓ 日本政策金融公庫による設備資金の貸付金利を基準金利から引き下げ
が受けられます。

※具体的な利用条件等は、公庫等に直接お問い合わせください。



あらゆるご相談に応じた
ワンストップサービス!

国が全国に設置した
無料の経営相談所です



中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイトで、専門家による支援や、経営上の課題について情報交換や相談ができます。補助金の情報も満載!



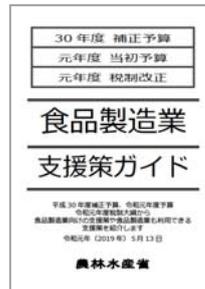
食品製造業の生産性向上事例



食品製造業者の方に「生産性向上の取組」の参考としていただけるよう、先進的な事例を紹介しています。



食品製造業支援策ガイド



食品製造業者向けの予算、税制上の支援策を紹介しています。



外食・中食の生産性向上コラム集



「生産性向上」に取り組む10の外食・中食事業者の具体的な取組内容や効果について、読みやすいコラムとしてまとめられています。



外食・中食の生産性向上に向けた手引き



外食・中食事業者の方に「生産性向上の取組」の参考としていただけるよう、カイゼンの進め方や取組事例を紹介しています。



経営力向上計画の申請先

主たる事務所の所在する都道府県	担当の窓口	TEL
北海道	北海道農政事務所(札幌市)	011-330-8810
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	東北農政局(仙台市)	022-221-6146
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県	関東農政局(さいたま市)	048-740-0164
新潟県、富山県、石川県、福井県	北陸農政局(金沢市)	076-232-4149
岐阜県、愛知県、三重県	東海農政局(名古屋市)	052-746-6430
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿農政局(京都市)	075-414-9024
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国農政局(岡山市)	086-222-1358
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	九州農政局(熊本市)	096-300-6325
沖縄県	沖縄総合事務局(那覇市)	098-866-1673

本資料に関するお問合せ先

農林水産省 食料産業局企画課



03-6744-2064



「食」と食品産業に関するタイムリーでお得な情報が満載!